

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充・延長

- 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、ペロブスカイト太陽電池及び洋上風力発電設備に係る特例率を拡充するなど重点化を図った上、3年間の延長を行う。

<現行制度>

特例対象	特例率
①ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備 ②認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の太陽光発電設備	出力1,000kW以上…3/4(7/12~11/12) 出力1,000kW未満…2/3(1/2~5/6)
風力発電設備	出力20kW以上……2/3(1/2~5/6) 出力20kW未満……3/4(7/12~11/12)



<見直し後>

特例対象	特例率
ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備	1/2(1/3~2/3)
①再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電設備 ②港湾法に基づく洋上風力発電設備 温対法・農山漁村再エネ法に基づく陸上風力発電設備	①3/5(1/2~7/10) ②2/3(1/2~5/6)

※ あわせて、バイオマス発電設備(出力1万kW以上)については、特例の対象外とする見直しを行う。



【ペロブスカイト太陽電池】



【洋上風力発電設備】

本市 1/3

本市
①3/5 ②1/2

資料 2 再生可能エネルギー発電設備に対する特例措置の見直しの詳細

議案第50号 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

総務常任委員 資産税課 企画経営部